

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 令和二年第二回東京都議会定例会の招集…………… (財務局主計部議案課) …… 一
- 宅地建物取引業法による行政処分…………… (住宅政策本部住宅企画部不動産業課) …… 一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示…………… (同) …… 一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (建設局河川部指導調整課) …… 一
- 開発行為に関する工事完了…………… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …… 三
- 東京都議会議員補欠選挙 (大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区) の立候補予定者に対する説明会の開催…………… (東京都選挙管理委員会) …… 三
- 東京都議会議員補欠選挙 (大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区) の候補者届出書等の事前審査…………… (同) …… 三

告示

● 東京都告示第七百四十九号
令和二年第二回東京都議会定例会を、五月二十七日に招

集する。

令和二年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

● 東京都告示第七百五十号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号) 第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 さくら不動産投資顧問株式会社
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 関 庚必
 - (三) 主たる事務 千代田区九段南三丁目八番十一号飛榮所の所在地 九段ビル九階
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八二二二二号
 - (五) 免許年月日 平成二十七年八月十四日
- 二 処分年月日 令和二年五月十二日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

● 東京都告示第七百五十一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号) 第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該

宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和二年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社アーバネ	代表取締役 荒井 孝一	荒川区東日暮里六丁目(6)第七〇八	東京都知事(6)第七〇八	平成二十八年十一月十九日
エントウワン		三十四番四	一一号	

● 東京都告示第七百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

この関係図書は、令和二年五月二十日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都西多摩建設事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 区域の名称

奥多摩町丹三郎地区

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号とを結んだ線に囲まれた土地の区域 (別図のとおり)

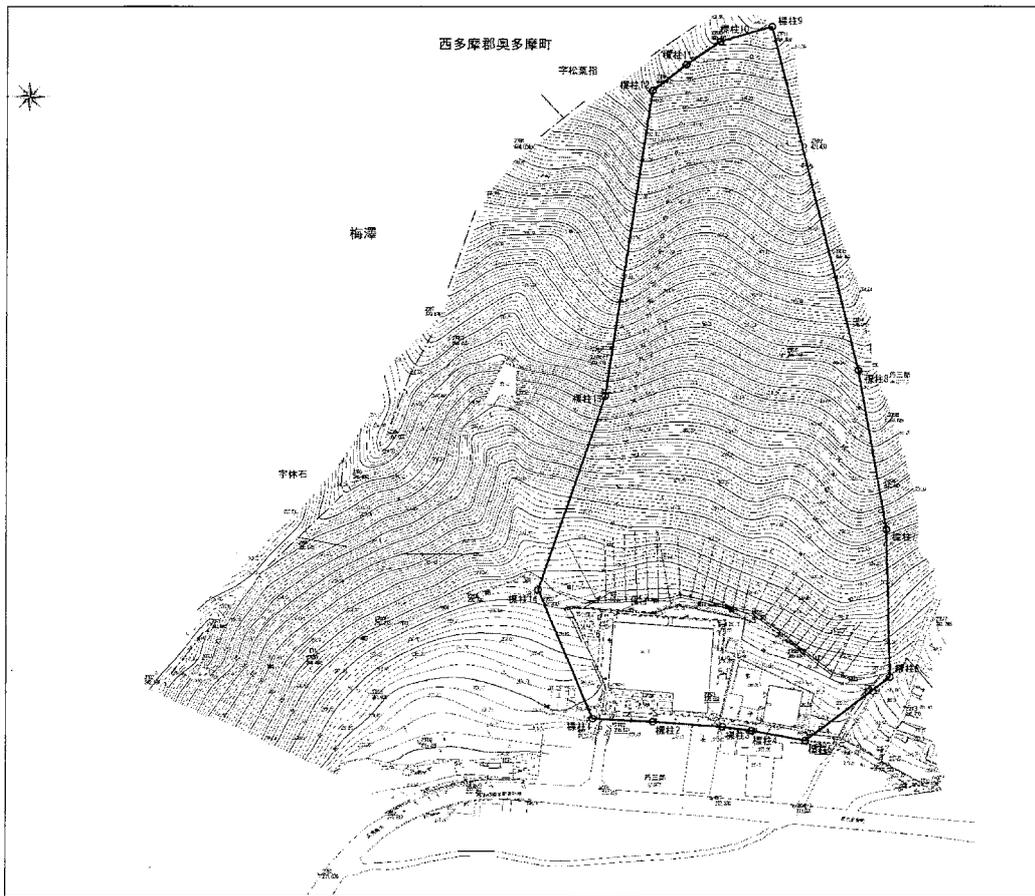
西多摩郡奥多摩町丹三郎字坂下

一七番一

同所字坂下入

一七番一

- | | |
|-----------|----------|
| 五四番三 | 二号から五号まで |
| 五四番一地先水路敷 | 六号 |
| 七一番 | 七号及び八号 |
| 六九番 | 九号 |
| 六八番 | 十号及び十一号 |
| 六七番 | 十二号 |
| 六六番 | 十三号 |
| 同所字坂下 | 十四号 |
| 一二番 | |



別 図

西多摩郡奥多摩町丹三郎地区
急傾斜地崩壊危険区域
西多摩郡奥多摩町丹三郎地内

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年五月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市下里一丁目二百二十九番四及び二百三十番十二の各一部 西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

小平市上水南町三丁目六百五十六番五から同番八まで 立川市高松町三丁目二十九番十七号 三絆地所株式会社 代表取締役 鈴木 等

清瀬市中里五丁目千五十六番四、千五十七番一、同番十及び同番十二 練馬区石神井町二丁目二十四番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）の立候補予定者に対する説明会の開催について

令和二年七月五日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）に立候補を予定する者に対する説明会を次のとおり行う。

令和二年五月二十日

大田区選挙区 日時 令和二年五月二十四日午後二時 場所 大田区役所本庁舎十一階第五・第六委員会室 大田区蒲田五丁目十三番十四号

北区選挙区 日時 令和二年五月二十二日午後二時 場所 北区役所滝野川分庁舎二階教育委員会室 北区滝野川二丁目五十二番十号

日野市選挙区 日時 令和二年五月二十二日午後三時 場所 日野市役所本庁舎六階全員協議会室 日野市神明一丁目十二番地の一区

北多摩第三選挙区 日時 令和二年五月二十二日午後二時 場所 調布市役所五階特別会議室 調布市小島町二丁目三十五番地一区

東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）の候補者届出書等の事前審査について

令和二年七月五日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。

令和二年五月二十日

東京都選挙管理委員会

大田区選挙区 日時 令和二年六月十日から同月十二日までの午前九時から午後五時まで

場所 大田区役所本庁舎九階九〇二会議室

大田区蒲田五丁目十三番十四号

北区選挙区 日時 令和二年六月八日から同月十二日までの午前九時から午後五時まで

場所 北区役所滝野川分庁舎三階選挙管理委員会室 北区滝野川二丁目五十二番十号

日野市選挙区 日時 令和二年六月十日及び同月十一日の午前九時から午後五時まで

場所 日野市役所本庁舎五階五〇一会議室 日野市神明一丁目十二番地の一区

北多摩第三選挙区 日時 令和二年六月九日及び同月十日の午前九時から午後五時まで

場所 調布市役所六階選挙管理委員会室 調布市小島町二丁目三十五番地一区

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

